

第二十三章 開発

第二十三・一条 一般規定

- 1 締約国は、開発を支援するための福祉の向上、貧困の削減、生活水準の向上及び新たな雇用機会の創出を目指す開かれた貿易及び投資の環境を促進し、及び強化するという約束を確認する。
- 2 締約国は、包摂的な経済成長を促進する上での開発の重要性並びに貿易及び投資が経済開発及び繁栄に寄与する上で果たし得る有用な役割を認識する。包摂的な経済成長には、ビジネス及び産業の拡大、雇用の創出並びに貧困の軽減を通じた経済成長の利益のより幅広い配分を含む。
- 3 締約国は、地域的な経済統合を促進するというこの協定の目的の達成に経済成長及び開発が寄与することを認識する。
- 4 締約国は、また、貿易、投資及び開発に関する政策の国内における効果的な調整が持続可能な経済成長に寄与し得ることを認識する。
- 5 締約国は、締約国間の開発に係る共同活動が持続可能な開発の目標を達成するための努力を強化する可能性を有することを認める。

6 締約国は、また、第二十一章（協力及び能力開発）の規定に基づいて行われる活動が開発に係る共同活動の重要な構成要素であることを認める。

第二十三・二条 開発の促進

1 締約国は、開発政策（この協定によって創出される機会を自国の国民が最大限に利用することを目的とする政策を含む。）の実施における各締約国の指導的役割の重要性を認識する。

2 締約国は、この協定が締約国間の経済開発の水準の相違を考慮に入れた態様（各国の開発目標の達成を支援し、及び可能にする規定によるものを含む。）で作成されていることを認識する。

3 締約国は、更に、透明性、良い統治及び説明責任が開発政策の実効性に寄与することを認める。

第二十三・三条 幅広い基盤を有する経済成長

1 締約国は、幅広い基盤を有する経済成長が貧困を削減し、基礎的なサービスの持続的な提供を可能にし、並びに人々が健康的及び生産的な生活をする機会を拡大することを認識する。

2 締約国は、幅広い基盤を有する経済成長が平和、安定、民主的な諸制度、魅力的な投資の機会並びに地域及び地球的規模の課題に対処する上での実効性を増進することを認める。

3 締約国は、また、幅広い基盤を有する経済成長を生み出し、及び持続させるためには、公的機関を効果的かつ効率的に運営し、公共の基盤、福祉、保健及び教育の制度に投資し、起業家精神を育成し、並びに経済的機会へのアクセスを助長することにつき、自国の政府が持続的に、かつ、高いレベルで約束することが要求されることを認める。

4 締約国は、特に持続可能な開発及び貧困の削減に寄与するため、この協定によって創出される貿易及び投資の機会を利用する政策を通じ、幅広い基盤を有する経済成長を拡大させることができる。当該政策には、ぜい弱な地域又は住民及び中小企業のための貿易環境の改善及び資金へのアクセスの改善を目的とした市場に基礎を置く取組の促進に関するものを含めることができる。

第二十三・四条 女性及び経済成長

1 締約国は、自国の領域における労働者及び事業経営者を含む女性による国内経済及び世界経済への参加の機会の増大が経済開発に寄与することを認める。締約国は、更に、このような参加を奨励する計画を立案し、実施し、及び強化するに当たり、締約国の多様な経験を共有することの利益を認める。

2 このため、締約国は、この協定によって創出される機会に十分にアクセスし、当該機会から十分に利益

を得るための労働者及び事業経営者を含む女性の能力を向上させることを目的とする協力活動を行うことを検討する。当該協力活動には、助言又は訓練の提供（職員の交流によるものを含む。）並びに情報及び経験の交換であつて、次の事項に関するものを含めることができる。

(a) 女性が技能及び能力を向上させ、並びに市場、技術及び融資へのアクセスを容易にすることを支援することを目的とする計画

(b) 指導的地位にある女性のネットワークの発展

(c) 職場での柔軟性に関する最良の慣行の特定

第二十三・五条 教育、科学技術、研究及びイノベーション

1 締約国は、教育、科学技術、研究及びイノベーションの促進及び発展が成長の加速、競争力の向上、雇用の創出並びに締約国間の貿易及び投資の拡大に重要な役割を果たし得ることを認める。

2 締約国は、更に、教育、科学技術、研究及びイノベーションに関連する政策が、この協定から生ずる利益を締約国が最大にすることを支援することを可能にすることを認める。締約国は、当該利益を更に増大させるため、この協定から生ずる貿易及び投資の機会を考慮に入れたこれらの分野における政策の策定を

奨励することができる。当該政策には、民間部門と共に行う自発的活動（関連する専門知識及び経営上の技能を發展させること並びに企業がイノベーションを競争力のある製品及び新規の事業に転換する能力を強化することを目的とする自発的活動を含む。）を含めることができる。

第二十三・六条 開発に係る共同活動

1 締約国は、この協定から生ずる開発上の利益の最大化を促進するための締約国間の共同活動が、適当な場合には二国間の協力者、民間企業、学術機関及び非政府機関との協力等を通じ、各国の開発戦略を強化し得ることを認める。

2 二以上の締約国は、相互に合意する場合には、この協定から生ずる利益が各締約国の開発目標をより効果的に推進するよう、関係する政府、民間及び多数国間の機関の間の共同活動の円滑化に努める。当該共同活動には、次のことを含めることができる。

(a) 締約国の開発援助及び開発融資の計画と各国の開発上の優先事項との調整を適当な場合には促進するため、締約国間で討議すること。

(b) 科学技術の革新的な利用を助長し、開発を促進し、及び能力を形成するための科学、技術及び研究へ

の関与を拡大する方法を検討すること。

(c) 開発目標を支援するための政府機関との協力事業に中小企業を含む民間企業がその専門知識及び資源をもたらすことを可能にする公的部門と民間部門との連携を円滑にすること。

(d) 民間部門（慈善団体及び企業を含む。）及び非政府機関を開発を支援する活動に関与させること。

第二十三・七条 開発に関する小委員会

1 締約国は、ここに各締約国の政府の代表者から成る開発に関する小委員会（以下この条において「開発小委員会」という。）を設置する。

2 開発小委員会は、次のことを行う。

(a) この協定から最大限可能な利益を引き出すことを目的とする国内政策の作成及び実施に関する締約国の経験についての情報の交換を円滑にすること。

(b) 前条（開発に係る共同活動）の規定に基づいて行われる開発に係る共同活動を通じて得られた締約国の経験及び教訓についての情報の交換を円滑にすること。

(c) 貿易及び投資に関連する開発政策を支援する将来の開発に係る共同活動についての提案を討議すること。

と。

(d) 適当な場合には、開発に係る共同活動の発展及び実施を支援するため、国際的な援助機関、民間部門の団体、非政府機関その他の関係機関を招請すること。

(e) この協定から生ずる開発上の利益を最大にするため、締約国が決定するその他の任務を遂行すること。

(f) この章の規定によりこの協定から生ずる開発上の利益を増大させることができる方法を検討するた
め、この章の規定の実施及び運用に関連する問題を検討すること。

3 開発小委員会は、この協定の効力発生の日から一年以内に会合し、その後は必要に応じて会合する。

4 開発小委員会は、その任務を遂行するに当たり、この協定に基づいて設置される他の小委員会、作業部
会その他の補助機関と協力することができる。

第二十三・八条 他の章との関係

この章の規定とこの協定の他の章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該他の章の
規定が優先する。

第二十三・九条 紛争解決の不適用

いずれの締約国も、この章の規定の下で生ずる事項について、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。